

神戸市障害児相談支援促進補助金交付要綱

令和5年4月1日

福祉局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「児童福祉法」という。）第6条の2の2第6号に規定される障害児相談支援事業を行う事業者に対して補助金を交付することにより、神戸市内における障害児相談支援事業を拡充することを目的とする。

2 補助金の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 相談支援専門員 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。

(2) 相談支援事業者 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。

(3) 相談支援事業所 児童福祉法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所をいう。

(4) 障害児支援利用援助 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用援助をいう。

(補助の対象事業所)

第3条 補助事業等の対象となる事業所は、神戸市内で相談支援事業を実施する相談支援事業所とし、次の各号に該当するものとする。

(1) 神戸市の相談支援事業所に指定されていること。（※神戸市直営の相談支援事業所は除く）

(2) 法人の役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。

(3) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。

(対象事業)

第4条 補助事業等の対象となる事業は、神戸市の支給決定者に対する新規の障害児支援利用援助、又は、前回の支給終了から6か月以上経過した支給決定者に対する障害児支援利用援助とする。ただし、障害児相談支援費の報酬における初回加算の対象となるものに限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、障害児支援利用援助1件あたり10,000円とする。

(交付申請及び請求)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第3項に基づき当該補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 要件確認シート兼誓約書(様式第2号)
- (3) 事業実施報告書(様式第3号)
- (4) 事業実施状況報告書(様式第4号)
- (5) 計画相談支援給付費明細書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、四半期ごとに提出するものとし、提出期限は次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 第1四半期(4月1日から6月30日まで実施分) 7月10日
- (2) 第2四半期(7月1日から9月30日まで実施分) 10月10日
- (3) 第3四半期(10月1日から12月31日まで実施分) 1月10日
- (4) 第4四半期(1月1日から3月31日まで実施分) 3月31日

(交付決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときには、交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、交付不決定通知書(様式第6号)をもって申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の補助金の交付を決定した事業所(以下、「補助対象事業所」という)に対し、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 神戸市基幹相談支援センターが開催する連絡会及び研修、障害者相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加すること。
- (2) 相談支援事業所の所在する区地域自立支援協議会における相談支援事業所を対象とした部会や災害に関する部会に参加すること。
- (3) 神戸市における災害時要援護者支援の取り組みを実施すること。
- (4) 神戸市からの依頼があれば相談支援事業所として法定研修の演習講師を務めること。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第7条第1項の交付決定後、速やかに申請者へ補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者等は、以下の書類を補助事業完了後、5年間保存しなければならない。

(1) 補助事業等に係る経費の収入および支出を明らかにした書類

(2) 補助事業等に関連する支援記録などの書類

2 市長は、補助金の交付について必要な場合、前項に掲げる書類の提出を求めることができる。

(施行細目)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

3 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、廃止前の要綱により交付決定した
ものについては、なお従前の例による。